



＼ 確定申告の時期が近づいてきました /

記帳・帳簿等の保存に万全を期しましょう！

2023年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は、2024年2月16日(金)～3月15日(金)までです。

2014年1月から、個人の白色申告の方で事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。※所得税および復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

いま一度、2023年分の申告に備えて確認するとともに、引き続き記帳・

帳簿等の保存にしっかりと取り組みましょう。

なお、記帳・帳簿等の保存制度や記帳内容の詳細等は、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細な内容やご質問等につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>



ばおん*